

栃木県知事選挙のお知らせ

問町選挙管理委員会事務局（総務課内）

☎(57)4114 ☎(57)4190 ✉soumu@town.nogi.lg.jp

投票日時 **11月17日(日)** 〈告示日:10月31日(木)〉 午前**7**時～午後**7**時

※投票日は衆議院の解散により変更となる場合があります。

期日前投票 **11月1日(金)～11月16日(土)** 午前**8時30分**～午後**8時**

投票所	※広報のぎ11月号でお知らせします。
持ってくるもの	入場券(届いている場合) ※入場券は10月31日(木)から順次発送します。法律により告示の日以後の発送となります。 配達の都合により、地域によって入場券の到達日に違いがありますので、ご了承願います。 ※入場券は、圧着ハガキで世帯主様宛てに郵便で届きます。(ハガキ1枚に4人分掲載されます。)
投票できる方	・平成18年11月18日以前に生まれた方 ・令和6年7月30日以前に野木町に住民票が作成された、または転入をした方で、引き続き野木町に住んでいる方

最近転入した方はご注意を！

栃木県内の他の市町から令和6年7月31日以降に野木町に転入した方は、選挙人名簿に登録のある前住所地等で投票することができます。前住所地等で投票する際には、投票所で市町村長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所がある旨の証明書」(無料)を提示するか、又は引き続き県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。(証明書は、最寄りの住民登録窓口などで取得できます。)

期日前投票とは？

投票日当日、仕事、学校、レジャーなどの理由で投票所へ行けない場合は、投票日前に期日前投票ができます。なお、期日前投票を行う日に選挙人名簿登録者で満18歳にならない方は、不在者投票ができます。期日前投票を行う際は、「宣誓書兼請求書」の提出が必要となります。投票所入場券の裏面に「宣誓書兼請求書」を印刷しています。あらかじめ、ご自宅等で必要事項を記入してからお越しいただくと受付の時間が短縮できますので、ぜひご活用ください。

※期日前投票所にも「宣誓書兼請求書」の様式を用意します。また、町HPにも掲載しますので、こちらをご利用いただいても結構です。

不在者投票とは？

投票所に行けない方のために不在者投票・郵便等による不在者投票の制度があります。遠方に滞在されている方、指定病院等に入院又は入所されている方、介護保険法で要介護5の方、身体に重度の障がいのある方など
※それぞれ該当要件があります。また、手続きには時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。